

一般社団法人日本社会学会 定款 抜粋（第3章、第4章、附則2）

第3章 代議員

（代議員の設置及び定数）

第13条 当法人は、75名以下の代議員をもって、法人法に定める社員とする。

（選任等）

第14条 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規則は社員総会において別に定める。代議員は、正会員の中から選出する。

2 正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

3 第1項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

4 第1項の代議員選挙は、4年に1度、通常代議員選挙を実施するほか、必要がある場合は臨時代議員選挙を実施する事ができる。

（職務）

第15条 代議員は、社員総会を組織し、法人法及びこの定款に定める事項を審議し議決する。

（任期）

第16条 代議員の任期は、選出の次年度の9月1日から4年後の8月31日までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。なお当該代議員は、第28条第3号及び第6号に関する議決権は有しないこととする。

2 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠く事となる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。

3 補欠又は増員により選任された代議員の任期は、前任者又は他の代議員の残任期間とする。

4 代議員は連続2期まで再任を可能とする。

（代議員名簿）

第17条 当法人は、代議員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとし、代議員名簿をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2 当法人の代議員に対する通知または催告は、代議員名簿に記載した住所にあてて行うものとする。

(報酬)

第18条 代議員は、無報酬とする。

第4章 役員

(役員の設定等)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 26名以上30名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とする。また、2名以内を常務理事とする。
 - 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、理事のうち3名以内を法人法第91条第1項第2号の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という）とすることができる。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、別に定める役員候補者選出規則に従い、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、常務理事、業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(職務)

第21条 会長は、当法人を代表する。会長に事故あるときは、予め理事会が決定した順序により、理事が職務を代行する。

- 2 常務理事は会長の職務を補佐する。
- 3 理事は、理事会を構成し、当法人の業務を執行する。
- 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告書を作成する。

(役員 の 損害賠償責任の免除)

第22条 当法人は、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、連続2期、通算6期まで再任を妨げない。ただし、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長の任期は1期とする。

(顧問)

第24条 当法人に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会が推薦し、社員総会の承認により選定する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問の職務)

第25条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

附則

(代議員の任期の特則)

- 2 当法人の設立後最初に選任される代議員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、2023年8月31日までとする。

一般社団法人日本社会学会代議員選挙規則

2019年10月25日制定

(総則)

第1条 一般社団法人日本社会学会定款（以下「定款」という。）第14条第1項にもとづく代議員の選挙は、定款に定めるところによるほかは、この規則によって行う。

(選挙事務)

第2条 選挙事務を管理するために、代議員選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）を設置する。

- 2 この規程に定めるもののほか、選挙事務に関して必要な事項は、理事会がこれを定める。
- 3 選挙管理委員会は、代議員が社員総会で選任された1年後に解散する。

(選挙管理委員会)

第3条 選挙管理委員会の委員は、理事会が指名する5名の正会員および理事3名によって構成する。

- 2 委員長は委員の互選によって選出する。ただし理事は委員長になることはできない。
- 3 委員の過半数が出席しなければ委員会を開くことはできない。
- 4 ただし、欠席する場合、出席する委員に委任することができる。

(選挙権・被選挙権)

第4条 代議員選挙において選挙権および被選挙権を有するのは、選挙の行われる当該年度までに入会し、当該年度までの会費を選挙管理委員会が定める期日までにすべて納めている正会員とする。ただし、次の各項のいずれかに該当するものは被選挙権を持たない。

- (1) 連続2期代議員をつとめている者
 - (2) すでに通算6期理事に在任した者（3年任期の時期を含めて通算12年以上理事に在任した者を含む）
 - (3) 会長を経験した者
- 2 代議員の定数は62名とし、地区ごとに定める。地区は次の6地区とし、62名のうち12名は各地区2名ずつ配分し、残りの50名は選挙の行われる年の4月1日現在の地区別正会員数により比例配分するものとする。比例配分に際して四捨五入により全体の定足数が不足ないし超過する場合は、端数が0.5に近い地区から順に調整する。
- (1) 北海道
 - (2) 東北

- (3) 関東（ただし、新潟・長野・山梨の各県および海外を含む）
- (4) 中京（岐阜，静岡，愛知，三重）
- (5) 関西（ただし、富山・石川・福井・鳥取・滋賀の各県および四国各県を含む）
- (6) 西日本（ただし、岡山・島根・広島・山口・沖縄の各県を含む）

（代議員候補者名簿）

第5条 代議員選挙において被選挙権を有する代議員候補者名簿は、すべての正会員が選挙期間中に学会のホームページ等で閲覧できるものとする。

- 2 代議員に立候補する者は、その旨を名簿に記載する。

（選挙の方法）

第6条 投票は、所定の方法による電子投票をもって行う。ただし郵送による投票を希望する者は、選挙管理委員会が定める期間内に申し出ることによって郵送による投票を行うことができる。

- 2 選挙権を有する正会員は、すべての地区に関して第4条2項で定められた各地区の定数まで投票することができる。

（当選人の決定）

第7条 投票の効力は、別途定める細則にもとづき選挙管理委員会が判定する。

- 2 各地区候補者として投票された票を地区毎に得票順に集計し、それぞれ上位から定数までを当選とする。
- 3 各地区候補者の得票数上位者が、同一得票数のため定数を超える場合は、年少の順により当選人を決定する。
- 4 選挙管理委員会は、当選人が決定したらすみやかに結果を公表し、当選人に当選を通知しなければならない。
- 5 当選人が、選挙管理委員会が定める期間内に代議員への就任の承諾をしなければ当選の効力を失う。
- 6 前項の承諾した者を次期代議員予定者とする。
- 7 前項の就任の承諾者の総数が定数を下回る場合は、繰り上げ当選の手続きを行わなければならない。繰り上げ当選は、辞退者の出た地区の次点者から行う。その場合の同一得票数の処理は本条第3項と同じとする。
- 8 選挙後1年以内に代議員に欠員が生じた場合は、その地区の次点者を繰り上げる。
- 9 選挙管理委員会は、すべての当選人が確定したらすみやかに結果を公表しなければならない。

（代議員の任期の開始）

第8条 当選した代議員の任期の開始は、定款第16条第1項に基づいた前任の代議員の任期の終結後とする。ただし定款第16条第1項に定める定時社員総会の終結までに、前条第8項の結果の公表がなされていない場合は、その公表の時をもって代議員の任期の開始とみなす。それまでは前任者が職務を行わなければならない。

(規則の変更)

第9条 この規則を変更するときは、社員総会の議決を経なければならない。

附則

1 この規則は、当法人成立の日から施行する。

一般社団法人日本社会学会役員候補者選出規則

2019年10月25日制定

(総則)

第1条 一般社団法人日本社会学会定款（以下「定款」という。）第19条による役員を社員総会で選任するとは、予めこの規則により選出された役員候補者を社員総会でそれぞれ承認することによるものとする。

(選出方法)

第2条 理事候補者のうち26名の者（以下「選挙理事候補者」という。）は、代議員（代議員選挙が行われたときには代議員候補者）による選挙で選出する。

- 2 選出された選挙理事候補者は、協議の上で、4名以内の理事候補者（以下「推薦理事候補者」という。）を正会員の中から推薦することができる。
- 3 監事候補者は、代議員の中から代議員による選挙で選出する。

(選挙事務)

第3条 選挙理事候補者の選挙事務を管理するために、理事選挙管理委員会（以下、「選挙管理委員会」という。）を設置する。

- 2 この規定に定めるもののほか、選挙事務に関して必要な事項は、理事会がこれを定める。
- 3 選挙管理委員会は、当選人による理事会が社員総会で選任された1年後に解散する。

(理事選挙管理委員会)

第4条 理事選挙管理委員会の委員は、理事会が指名する4名以上の正会員および理事1名によって構成する。ただし代議員または次期代議員予定者は、理事として委員に就く1名を除いて、委員になることはできない。

- 2 委員長は委員の互選によって選出する。ただし理事は委員長になることはできない。
- 3 委員の過半数が出席しなければ委員会を開くことはできない。
- 4 ただし、欠席する場合、出席する委員に委任することができる。

(理事選挙の選挙権・被選挙権)

第5条 理事選挙において選挙権を有するのは、日本社会学会代議員選挙規則によって選出された代議員および次期代議員予定者（以下、「代議員」という。）とする。

- 2 被選挙権を有するのは、選挙の行われる当該年度までに入会し、当該年度までの会費を理事選挙管理委員会が定める期日までにすべて納めている正会員とする。ただし、次の各項のいずれかに該当するものは被選挙権を持たない。

- (1) 連続2期理事をつとめている者
 - (2) すでに通算6期理事に在任した者（3年任期の時期を含めて通算12年以上理事に在任した者を含む）
 - (3) 会長を経験した者
 - (4) 法人の設立時に役員であった者は、法人設立後最初の役員選挙でのみ被選挙権を持たない。
- 3 選挙理事の定数は地区別に定める。地区は代議員選挙規則第4条の2項に定めた6地区とし、26名のうち6名は各地区1名ずつ配分し、残りの20名は選挙の行われる年の4月1日現在の地区別正会員数により比例配分するものとする。比例配分に際して四捨五入により全体の定足数が不足ないし超過する場合は、端数が0.5に近い地区から順に調整する。

（理事選挙候補者名簿）

第6条 理事選挙において被選挙権を有する候補者名簿は、すべての正会員が選挙期間中に学会のホームページ等で閲覧できるものとする。

（理事選挙の方法）

第7条 投票は、所定の方法による電子投票をもって行う。ただし郵送による投票を希望する者は、理事選挙管理委員会が定める期間内に申し出ることによって郵送による投票を行うことができる。

- 2 選挙権を有する代議員は、すべての地区に関して第5条3項で定められた各地区の理事定数まで投票することができる。
- 3 選挙権を有する代議員は、被選挙権を有するすべての正会員の中から監事候補者を2名まで投票することができる。
- 4 選挙理事候補者ならびに監事候補者は1機関1名までとし、同一機関から2名以上が当選した場合は高得点者1名のみを当選決定者とし、次点者を順次繰り上げる。
- 5 法人設立後2度目の役員選挙でのみ、役員の半数だけが留任するように調整する。留任の役員が13名に達した後は、留任でない候補者の高得点者から順に当選人を決定する。

（当選人の決定）

第8条 投票の効力は、別途定める細則にもとづき理事選挙管理委員会が判定する。

- 2 得票数上位者が、同一得票数のため当選人の予定数を超える場合は、その最も少ない得票数で並ぶ者の中から、年少の順によって決定する。
- 3 選挙管理委員会は、当選人が決定した後、速やかに結果を公表し、当選人に当選を通知しなければならない。

- 4 当選人が、選挙管理委員会が定める期間内に理事候補者となることを承諾しなければ当選の効力を失う。
- 5 選挙後1年以内に理事に欠員が生じた場合は、その地区の次点者を繰り上げる。
- 6 選挙管理委員会は、すべての当選人が確定したらその結果をすみやかに公表しなければならない。

(規則の変更)

第9条 この規則を変更するときは、社員総会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規則は、当法人成立の日から施行する。